

随意契約理由

令和7年(2025年)2月17日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市デジタル基盤（プライベートクラウド環境）データセンター利用
契約内容	豊中市デジタル基盤（プライベートクラウド環境）データセンター利用
契約締結日 及び契約期間	令和7年1月24日 令和7年2月1日から令和8年1月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府中央区本町2-1-6 NECフィールディング株式会社 北大阪支店
契約金額	3,514,236 円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 今回行う契約は、NECフィールディング株式会社北大阪支店が独自に構築したプライベートクラウドが稼働するデータセンターを継続利用することを目的としている。 プライベートクラウドは、本データセンターのサービスを利用することを前提として構築しているため、データセンターを変更した場合は、現行のプライベートクラウドをそのまま利用することはできない。 このことから、本データセンターとプライベートクラウドは密接不可分の関係となっているため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づき随意契約するものである。